**経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書**

氏名：

経営所得安定対策の実施に伴い、農業者が大豆について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」といいます。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業保険法（昭和22 年法律第185 号）第10 条第１項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含みます。以下「交付農業者」といいます。）である場合には、交付金を加味した共済金額とすることができます。しかし、この申告書を提出していただく時点では、まだ、交付金の交付は行われていないため、大豆の共済引受時においては、交付金の交付を申請する予定であることをもって、交付農業者として共済金額を確定して引受けを行います。

つきましては、次の事項に御回答をお願いします。

なお、交付金を加味した共済金額で引受けを行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかった大豆があったときは、その理由が共済事故によって生じた損害（収穫皆無、全量規格外等）その他の組合員等の責めに帰することができない事由である場合を除いて、当該大豆に係る引受内容（共済金額）を変更し、本組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは、共済金の一部を返還していただくことになりますので御了承ください。

また、交付農業者のうち交付金の面積払の交付を受けた者については、数量払が面積払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 | | |
| する | しない | 面積払の申請 |
| しない |

* 該当する欄に〇印を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　つけて下さい

（注）交付金の交付申請を集落営農として行う場合、当該集落営農の代表者に確認の上、その名称及び代表者の氏名をかっこ内に御記入ください。

　（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　　　　　　　）

○「申請する」と答えられた方で、既に「交付申請者管理コード」を通知されている方は、そのコード番号を御記入ください。（交付申請者管理コードとは、経営所得安定対策の交付申請者管理コードです。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付申請者管理コード | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）交付金の交付の有無を確認するために必要となるものです。

まだ「交付申請者管理コード」が付与されていない等の理由により御記入が無い場合には、改めて、コード番号を御確認させていただきますので御協力をお願いいたします。

【以下は、交付金の交付を申請する予定のある方に対するお知らせです。】

・交付農業者であるか否かを確認するため、福井県農業共済組合が、後日、あなたの氏名、住所、電話番号等の個人情報に基づいて、交付金の交付状況について福井県に駐在する地方参事官に問い合わせますので、御了承ください。（本申告書を提出された場合、本個人情報の取扱いについては、合意いただいたものとして取り扱います。）